

## 意見及び回答

調達件名：消費動向調査の実査業務

意見の総数	10
-------	----

項	資料名	貢番号	項目	種別	意 見	理 由	回 答	修正有無
1	仕様書	5	Ⅱ-1-(4)-④(ア)	4	発送のあと何日後の時点でのご報告となりますか。また、1割以上とは調査地点単位の割合でしょうか。内閣府へ報告後、対応する、とありますか、具体的な対応方法は想定されておりますでしょうか。	ご報告タイミングや対応内容が分かりづらいため。	報告は、督促時点および回収締切り時点の2回を想定しています。督促時点までに宛所不明が1割以上となっている場合で、二人以上の世帯ないし単身世帯に偏っている場合など、当該地点における回収見込み数が著しく低くなるような場合には、世帯名簿に記載されている代替世帯へ速達で送付する、また、回収締切り時点の場合には翌月から代替世帯へ送付する等の対応を想定しております。その他、地点ごとの回収数を担保するための有用な対応方法があれば、ご提案いただきたいと考えております。	×
2	仕様書	5	Ⅱ-1-(4)-④(イ)	4	「回答内容に不備があった世帯」は、宛先等確認書のことでしょうか、それとも調査票の回答内容でしょうか。また、改めて確認する方法は、対象となる世帯へ郵送でご案内し、記入内容の確認を行う、という理解でよろしいでしょうか。	宛先確認書の不備と調査票の不備の関係や確認タイミングが分かりづらいため。	調査票への回答内容に不備があった世帯のうち、宛先等確認書に電話番号等の記載がない世帯については、郵送で連絡先の確認をお願いします。なお、2ページ（4）業務内容の1段落目に記しているとおり、本仕様書に記載の内容は最低限の要求事項です。初月に調査票への回答に不備がなくとも、翌月以降に不備がある可能性はありますので、その点ご勘案の上、宛先等確認書に不備がある場合の対応について、創意工夫いただきたいと考えております。	×
3	仕様書	6	Ⅱ-1-(4)-⑤(イ)	4	有効回収率60%とは、全調査地点における回収率と理解いたしましたが相違ございませんでしょうか。また、どのような対応方法を想定されておりますでしょうか。	対応内容や協議した内容をどのように行うのか分かりづらいため。	Ⅱ-5-(2)に記載の目標有効回収率60%は全調査地点における回収率で相違ありませんが、世帯別、地域別でも可能な限り60%を達成するようお願いいたします。対応方法としては、追加的な督促などがあり得るかと考えておりますが、より良い方法が考えられる場合には、ご提案いただきたいと考えております。	×
4	仕様書	6	Ⅱ-1-(4)-⑤(イ)	4	普通郵便の返送にかかる日数は、天候や輸送経路におけるトラブル、各月の暦によって前後する場合がございます。期日外票を削減するための、より効果的な方法として、督促ハガキの文面レイアウトを工夫する、配達日指定便を提案する等が考えられます。	期日外票削減の目標と方法が分かりづらいため。	ご意見いただいた部分は、期日外票の状況を客観的に確認することを記載しております。期日外票を削減するための効果的な方法やその効果のより良い客観的な計測方法等につきましては、技術等提案書にてご提案ください。	×
5	仕様書	13	Ⅲ1	1	令和8年度末までの実施状況を同月末に提出することは時間的に対応が困難であり、令和8年12月末までの状況を提出するのであれば対応は可能かと存じます。期日についてご検討いただくことは可能でしょうか。	年度末までの実施状況を同月末にご提出することは、集計・確認作業の時間が十分に確保できないため。	令和8年度末までの実施状況（令和8年度業務実施状況報告書）につきましては、提出期限を令和9年4月末までに修正いたします。	○

## 意見及び回答

調達件名：消費動向調査の実査業務

意見の総数	10
-------	----

項	資料名	貢番号	項目	種別	意 見	理 由	回 答	修正有無
6	仕様書	3	Ⅱ 1-(4)-②	4	「また、内閣府が指示する選定数に対し転記数が不足する場合は、内閣府との協議の上、住宅地図等から補完する。」とありますが、住宅地図等からの補完方法の具体的な手順をご提示していただきたいです。	正確な工数の設計、見積りを作成するため。	過去に住宅地図を用いた例としましては、調査対象地域の住宅地図に名前の記載がある方を抽出しておりましたが、二人以上世帯か単身世帯かの判別はできないため、例えば単身世帯を抽出する場合には、単身住居用と思われる小規模な集合住宅にお住まいの方を単身世帯として抽出するなどしておりました。 この方法は、コロナ禍において行った方法ですが、上述のとおり世帯区分の判別が正確でないため、必要が生じた際には、同様の方法をとるか、他の方法を検討するか、受託事業者と協議を行うことを想定しております。	×
7	仕様書	5	Ⅱ 1-(4)-④(ア)	4	「 <sup>2</sup> 調査地点に災害救助法が適用された場合は郵送しない。ただし、災害救助法が適用された場合でも、対象調査地区に避難指示などが発令されなかった場合や被災地域でない場合は発送する。」とありますが、本調査ではどのような対応指示があるのかご提示していただきたいです。	災害救助法適用地域への対応は各調査ごとに異なっており、正確な工数の設計、見積りを作成するため。	仕様書に記載のとおり、対象調査地区に避難指示などが発令されたことが確認できた場合、発送をとりやめる指示をいたします。 なお、仕様書案では新規調査世帯の部分にのみ、注 <sup>2</sup> をつけておりましたが、継続世帯も同様ですので、仕様書案に追記いたします。	○
8	仕様書	5	Ⅱ 1-(4)-④(ア)	4	「なお、宛て所不明で返送された数が送付数の1割以上となった地点がある場合には、早急に内閣府に連絡し、対応を協議すること。」とあります が、宛て所不明が1割以上となった場合の具体的な対応をご提示していただきたいです。 例えば、隣接する調査区より代替サンプルを用意するなどの対応があればそれをご提示していただきたいです。	正確な工数の設計、見積りを作成するため。	項番1をご参照ください。	×
9	仕様書	5	Ⅱ 1-(4)-④(イ)	4	「なお、オンラインでの回答世帯のうち、希望する世帯については、毎月の調査票郵送を行わないことも可とする。」とありますが、毎月の調査票郵送が発生しない世帯の出現率をご提示していただきたいです。	正確な工数の設計、見積りを作成するため。	調査票郵送についての希望を確認していないため、出現率はわかりませんが、回収数に占めるオンライン比率は現在35%程度です。	×
10	仕様書	15	Ⅲ6-(9)	4	個人情報を扱う作業に関しても再委託が可能となるようにして頂けます。	業務体制を組む際の参考とするため。	個人情報を扱う業務の再委託は可能ですが、受託事業者が必要かつ適切な監督を行い、再委託先においても個人情報取扱特記事項を遵守していただく必要があります。	×

種別 [ 1. 要求水準を下げる    2. 要求水準を上げる    3. 文章だけを修正する    4. その他 ]